第 ４ 章

在宅介護・施設介護

(1) 障害者総合支援法

○障害者総合支援法によるサービス

内　容　　障害者総合支援法によるサービスには、在宅または通所で利用するサービスと施設に入所して利用するサービスがあります。サービスを希望する方は、市に申請し、障害支援区分について認定を受けた後に「指定特定相談支援事業者」で「サービス等利用計画案」を作成してもらい、市に提出します。

市で支給決定された後に「指定特定相談支援事業者」は、サービス担当者会議においてサービス事業者等との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。その後サービス利用が開始されます。

利用者負担は費用の１割で、事業者に直接支払います。また世帯の収入状況や利用しているサービスの種類に応じて、利用者負担上限月額が設定されます。

対　象　・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害を支給事由とする年金受給者又は特別障害給付金受給者のいずれかの１８歳以上の方
・１８歳未満の障害児
・自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）の交付を受けている方
・対象となる難病等の方

障害福祉サービス一覧

訪問系サービス　　在宅や通所で利用するサービスです

サービス名	給付の種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害者で常時介護を必要とする方に、居宅介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。（基本的に18歳以上の障害者が対象となります）
行動援護		知的障害や精神障害により、行動上著しい困難を有する方などに行動する際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援		常時介護を必要とする重度の障害者又は障害児で、その介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスの包括的な支援を行います。（寝たきり状態などの介護の必要性が著しく高い人が対象となります）
同行援護		視覚障害により、移動に著しい困難を有する方などに対し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際に必要な援助を行います。

訪問系サービス　　在宅や通所で利用するサービスです

サービス名	給付の種類	サービス内容
短期入所 (ｼｮｰﾄｽﾃｲ)	介護給付	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短時間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助	訓練等給付	共同生活援助や障害者支援施設等を利用していた障害者が、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

日中活動系サービス　　入所施設で昼間の活動を支援するサービスです

サービス名	給付の種類	サービス内容
生活介護	介護給付	常時介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護		医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
自立訓練 (機能訓練)	訓練等給付	地域生活を営むことができるよう、期限を設けた支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)		地域生活を営むことができるよう、期限を設けた支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行うなどの支援を行います。
就労移行支援		一般企業への就労を希望する方などに、期限を設けた支援計画に基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型) 〔雇用型〕		一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般企業での就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型) 〔非雇用型〕		一般企業での就労が困難な方、一定年齢に達している方などに、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行います。(雇用契約は結ばない)
就労定着支援		就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した方の就労の継続を図るため、企業や障害福祉サービス事業所等の連絡調整を図り、一定の期間支援を行います。
就労選択支援		一般企業での就労が困難な方に、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、 就労に関する適性、 知識及び能力の評価や就労に関する意向、 就労するために必要な配慮について学ぶために必要な訓練を行います。

居住系サービス　　入所施設で住まいの場としてのサービスを受けます

サービス名	給付の種類	サービス内容	
共同生活援助 （グループホーム）	訓練等給付	地域で共同生活を営むのに支障のない方に、共同生活を営むべき住居（グループホーム）で、主として夜間に以下のサービスを提供します。 ※利用にあたっては、障害支援区分の認定は不要ですが、介護サービスの提供を希望する場合は、障害支援区分の認定が必要になります。	
		介護サービス包括型	利用者の状況に応じて、グループホームの介護スタッフ（生活支援員）が、日常生活上の援助や入浴、排泄または食事等の介護を行います。
		外部サービス利用型	日常生活上の援助等の基本サービスは、グループホーム職員が行います。その他の介護サービスが必要な方へは、必要性や頻度に応じて外部の居宅介護事業所が行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所する障害者の方に対し、夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。	

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111　内線 1593･1594　FAX 04-2952-0615

〇地域相談支援給付費

（１）地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

（２）地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者に常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

〇計画相談支援給付費

障害福祉サービスを利用する障害者（児）について、支給決定時の支援（サービス等利用計画案の作成等）と支給決定後の支援（サービス利用状況の見直し等を行う「モニタリング」）を行います。市は、事業所に計画案作成やモニタリング実施に伴い、計画相談支援給付費を支給します。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111　内線 1593･1594　FAX 04-2952-0615

(2) 児童福祉法

○児童福祉法によるサービス

障害のある児童や療育の必要性のある児童を対象に、年齢に応じて専門的な支援を行います。

障害児通所給付費（障害児通所支援）のサービス内容

児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが困難である重度の障害児に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

○障害児相談支援給付費

保護者の依頼に基づき、通所サービスを利用する障害児について、支給決定時の支援（利用計画案の作成等を行う「障害児支援利用援助」）と支給決定後の支援（サービス利用状況の見直し等を行う「モニタリング」）を行います。市は、事業所に計画案作成やモニタリング実施に伴い、障害児相談支援給付費を支給します。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111　内線 1593･1594　FAX 04-2952-0615

（3）高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費

○高額障害福祉サービス費

内　容　　障害福祉サービスや障害児（通所・入所）支援等のサービスの利用者負担額の合計が、一定の基準を超えた場合は、申請により一部が高額障害福祉サービス費、高額障害児（通所・入所）給付費として戻る場合があります。

対象となる場合

・同一世帯の複数の障害者（児）が、同じ月に下記のサービスを利用して利用者負担額を支払った場合

・一人の方が同じ月に、下記の複数のサービスを利用して利用者負担額を支払った場合

申請により、同一月の利用者負担額の合計と基準額（３７，２００円）との差額が支給されます。

対象となるサービス

介護保険サービス

障害福祉サービス

障害児（通所・入所）支援のサービス

補装具（市から支給決定を受けたもの）

※介護保険サービス、障害福祉サービス、障害児（入所・通所）支援のサービス、補装具のいずれにおいても、利用１割負担額以外の実費負担額は合算の対象になりません

障害児の場合は基準額について次のとおり特例があります。

・一人の障害児が障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援のうち、いずれか２つ以上のサービスを利用している場合は、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高い方の額が基準額となります。

・同一世帯に複数の障害児がいる場合は、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減されます。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111　内線 1593･1594　FAX 04-2952-0615

○新高額障害福祉サービス等給付費

内　容　　5年以上特定の障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳に到達して介護保険移行後、介護保険サービスを利用した場合、特定のサービスについて、自己負担額を償還し、負担を軽減します。

対象となる方

自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降において、65歳に達する前の5年間にわたって対象となる障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、介護保険に移行後も相当する介護保険サービスを利用する方が対象となります。

対象となるサービス

【障害福祉サービス】

居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

【介護保険サービス】

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、
小規模多機能型居宅介護

※介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは含まれません

対象となる条件

・利用者とその配偶者が市町村民税非課税、または生活保護受給者であったこと。

※当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（該当日が4月～6月の場合は　その前年度）が対象となります。

・65歳に達する日の前日の障害支援区分が区分2以上であったこと。

・65歳に達するまで介護保険法による保険給付を受けていないこと。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話04-2953-1111　内線1593・1594　FAX　04-2952-0615

(4) 在宅介護サービス

○全身性障害者通学等介護人派遣事業

内　容　　高校や大学に通学する在宅の全身性障害者に対して、通学が円滑に行えるよう介護人を派遣します。（総合支援法制度の対象とならない自宅と学校の往復及び校内での全般的な介護とします）

また、法によるサービスが利用できない場合に、居宅介護を行う介護人を派遣します。

対　象　　高校や大学に通学し、肢体不自由による障害の程度が身体障害者手帳１級であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する方、又は、身体障害者手帳を所持している１８歳以上の全身性障害者の方

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1591　FAX 04-2952-0615

○有償福祉サービス「ささえあい狭山」

内　容　　会員相互の助け合いを基本に、家事援助、移送サービスといった有償福祉サービスを行います。

対　象　　日常の生活の中で、掃除、洗濯、買い物、食事の支援、送迎等を必要とされている方

※移送サービスは要介護要支援認定を受けている方、または障害者手帳を所持している方

問い合わせ　狭山市社会福祉協議会
電話　04-2003-3843（直通）　04-2954-0294　FAX 04-2954-4343

○訪問理・美容サービス

内　容　　理美容店に行くことが困難な方のために、市内の登録事業者（理美容師）が自宅へ訪問してサービスを行います。年６回分の理・美容サービス利用券を交付します。1回につき2,000円を限度として助成します。

※年度途中に資格を得た方は月割り計算して交付します

対　象　　在宅で身体障害者手帳１、２級の方

※障害の状況によって対象とならない場合もございます

問い合わせ　障がい者福祉課　　電話 04-2953-1111 内線 1593　FAX 04-2952-0615

○入浴サービス

内　容　　週１回移動入浴車を派遣し自宅で入浴できます。なお、世帯の所得により、一部自己負担があります。

10月～６月は週１回　入浴サービス

７月～９月は週２回　入浴サービス

対　象　　家庭において入浴が困難な方で、障害程度が概ね１級の下肢又は体幹機能に障害をお持ちの方

利用者の属する世帯の区分	１回あたりの利用料
生活保護法による被保護者	0円
当該年度分の市町村民税非課税の者	0円
当該年度分の市町村民税課税の者	500円

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1593　FAX 04-2952-0615

要介護（支援）認定をお持ちの方は、介護保険サービスとして訪問入浴介護サービスがありますので、担当のケアマネジャー、地域包括支援センターへご相談ください。

○寝具乾燥消毒サービス

内　容　　月２回、寝具乾燥消毒車を派遣します。また、年１回、寝具の水洗いも行っています。なお、世帯の所得により一部自己負担があります。

対　象　　家族が寝具類の乾燥を行うことが困難な１～３級の身体障害者の方

寝具乾燥自己負担額表

利用者の属する世帯の区分		１回当たりの支払い額	
		寝具等の乾燥消毒	寝具等の水洗い
A	生活保護法による被保護世帯及び生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0円	0円
B	生計中心者の前年所得税課税額が100,000円未満の世帯	100円	200円
C	生計中心者の前年所得税課税額が100,000円以上 300,000円未満の世帯	300円	600円
D	生計中心者の前年所得税課税額が300,000円以上 600,000円未満の世帯	500円	1,000円
E	生計中心者の前年所得税課税額が600,000円以上 800,000円未満の世帯	800円	1,600円
F	生計中心者の前年所得税課税額が800,000円以上の世帯	1,100円	2,200円

問い合わせ　障がい者福祉課(１～３級の身体障害者の方)

電話 04-2953-1111 内線 1593　FAX 04-2952-0615

高齢者支援課(上記以外の６５歳以上のひとり暮らし又は寝たきりの方)

電話 04-2953-1111 内線 1571　FAX 04-2969-5735

○紙おむつの給付

内　容　　１ヵ月あたり 6,300円を限度に紙おむつを給付します。また、給付限度額を超えた分は、全額自己負担になります。なお、紙おむつの配送は原則月１回行います。

対　象　在宅で常時失禁状態にあって、次のいずれかに該当する方

１．身体障害者手帳の交付を受けている下肢又は体幹の肢体不自由者

２．療育手帳の交付を受けている障害程度Ａ又はⒶの方

※常時失禁状態であることの確認のため診断書が必要となる場合があります。

※３歳未満の方は除きます。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1593　FAX 04-2952-0615

要介護（支援）認定をお持ちの６５歳以上の方(在宅で常時失禁状態)を対象として紙おむつの給付を行っておりますので、担当のケアマネジャー、地域包括支援センター又は介護保険課へご相談ください。（自己負担分あり）

電話 04-2953-1111 内線 1551～1552　FAX 04-2969-5735

○福祉サービス利用援助事業

内　容　　判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利用手続きや日常的金銭管理等の援助をします。

（相談は無料です。契約後の援助は利用料金がかかります。）

問い合わせ　狭山市社会福祉協議会（狭山市駅東口事務所）
電話 04-2956-7665　FAX 04-2956-7668
埼玉県社会福祉協議会　権利擁護センター
電話 048-822-1299　FAX 048-822-1406

○障害者等移動支援事業

内　容　　屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行います。

対　象　　全身性障害者１級、視覚障害者、知的障害者及び精神障害者の方

※法によるサービス及び介護保険によるサービスが優先されます

登録団体（令和７年１０月現在）

名称	所在地	電話	対象者			
			身体	知的	児童	精神
自立支援ホーム とことこの家	所沢市泉町911-1911-1 メゾン原島101	04-2939-9733	○	○	○	○
大樹の家 ヘルパーステーション	狭山市狭山47-29	04-2955-2941	○	○	○	
地域生活支援センター ぽぷり	所沢市緑町4-1-12	04-2924-2255	○	○	○	
顧愛寿介護 エス・オー・エス	狭山市中央1-46-8 寿ビル2階	04-2950-6682	○	○	○	
在宅サポート21 狭山訪問看護ステーション	狭山市水野594	04-2957-1212	○	○	○	○
ヘルパーステーション どんぐりの里	入間市新久819-11 -25-366	04-2937-1520	○	○	○	○
狭山市社会福祉協議会 障害者福祉サービス事業所	狭山市中央3-7 西武狭山台ハイツN棟 102号	04-2956-7671	○	○	○	○
ヘルパーステーション 105入間	入間市上藤沢449-8	04-2960-1515	○	○	○	○
ケアサポートなかま	所沢市美原町5-2026-7	04-2992-1310	○	○	○	○
石心会 ヘルパーステーション	狭山市入間川4-10-15	04-2900-1302	○	○	○	○
けあビジョン入間	入間市豊岡1-2-6	04-2964-8326	○	○	○	○
ニチイケアセンター狭山	狭山市富士見1-15-38 小沢ビル1階	04-2999-5020	○	○	○	○
介護福祉エソラ	東松山市上唐子1496-121	050-8881-2844	○	○	○	○
けあビジョン南大塚	上尾市上町一丁目１番１４号	048-640-4300	○	○	○	○

名称	所在地	電話	対象者			
			身体	知的	児童	精神
優愛介護　狭山	狭山市富士見1-27-25 アマン富士見1階	04-2950-3010	○	○	○	○
きらきら星狭山	狭山市入間川3-19-15	04-2954-0246	○	○	○	
愛サポート介護２４	入間市東藤沢5-104-46	04-2968-8160	○	○	○	○
さいたま太助	川越市的場 1993-7	049-234-3851	○	○	○	○
あさひ介護・移動支援センター	狭山市東三ツ木7-3	049-291-2311	○	○	○	○
ファインケア狭山	狭山市富士見1-23-14	04-2999-6625	○			
サポートステーションおんぶ	川越市小堤 911-1 郡慶ヒルズ 202	049-237-9733	○	○	○	○
すたっぷ	所沢市美原町1-2912-2 黒田マンション310	04-2941-5871	○	○	○	
ニチイケアセンター入間	入間市豊岡1-3-29 浅見ビル2階	04-2960-2070	○	○	○	○
ふれあい広場スマイル狭山	狭山市入間川 1430－14 エクセレント 92-101	04-2950-5556	○	○	○	○
ニチイケアセンター狭山西	狭山市入間川 1-7-2 シティパル狭山 201	04-2955-1369	○	○	○	○
訪問介護　ゆーもあ	飯能市双柳 87-13	04-2978-8601	○	○	○	○
グレースホームヘルプ	入間市南峯 337-12	04-2001-1266	○	○	○	○
ニチイケアセンター狭山ヶ丘	所沢市狭山ヶ丘 1－2980－47 レアル 101	04-2938-5830	○	○	○	○
慶	比企郡吉見町東野6－6－26	0493-77-1667		○		
あざみ野在宅介護サービス	富士見市ふじみ野東1-15-3	049-261-6971	○	○	○	○
あどらいふ訪問介護ステーション	所沢市中新井 3-2-15 ヴィラ中新井 1 号室	04-2937-6947	○	○	○	○
居宅訪問介護事業所　ほほえみ	坂戸市溝端町 2-3 メイプルタウン新井 1F	049-298-8415	○	○	○	○
クレヨンココ	入間市牛沢町 11-24	04-2962-6558	○	○	○	○

問い合わせ　障がい者福祉課　　電話 04-2953-1111 内線 1593　FAX 04-2952-0615

○障害者成年後見制度利用支援事業

内　容　　成年後見人制度とは、認知症や精神障害・知的障害などによって、判断能力が不十分な人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。狭山市では、判断能力が不十分で、親・兄弟・子どもなどの支援者がない方の財産や権利を守るため、成年後見人を選任するための申し立てなど、手続等を支援します。

対　象　　重度の知的障害又は精神障害により、判断能力が不十分な障害者で、身寄りがなく、次の①～③のいずれにも該当する方

①障害福祉サービスなどを利用しているか、利用しようとしている方

②「知的障害者福祉法」又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく市長の申立が必要と認められる方

③後見人などへの報酬費用の全部、若しくは一部の助成が必要である方

申立について

手続方法　本人又は親族などが家庭裁判所に申立てるのが原則です。

申立ができる方　　本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、任意後見人、任意後見監督人、任意後見受任者、市町村長

※判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者で、身寄りがない、或いは身内が疎遠で手続きを拒否している場合などは、法に基づいて市長が申立をすることができます。この場合、市が本人の身体と精神の状況、親族に関する調査などを行うとともに、申立をする必要の有無を判断します

申立費用　原則として、本人の所得状況を勘案し、負担していただきます。

申立先　　さいたま家庭裁判所川越支部　電話 049-273-3041（狭山市の管轄）

※本人の住所地（住民票上）を管轄する家庭裁判所となります

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1593　FAX 04-2952-0615

※対象となる方が高齢者（６５歳以上の方）の場合は、高齢者支援課へお問い合わせください。

電話 04-2953-1111 内線 1571　FAX 04-2969-5735

※その他、問い合わせ窓口については、第１章「相談支援」の「成年後見制度に関する相談窓口」をご参照ください

(5) 緊急時の通報体制

○緊急通報サービス

内　容　　単身の障害者の急病、事故その他緊急時に対応するため、ボタン１つで事業所を経由し、消防署又は緊急通報協力員へ連絡することができる緊急通報装置を設置します。

なお、電話回線の使用料及び基本料金は自己負担です。月額利用料や新規設置工事費用については、事業者ごとに異なります。

対　象　　ひとり暮らしの身体障害者１級、２級の方

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1593　FAX 04-2952-0615

○１１９番通報ファックス

内　容　　火事・救急の緊急時において、消防署へ１１９番ファックスにより通報を行うことができます。「ファックス１１９番通報用紙」に必要事項を記入し、通報してください。通報を受信後、通信指令センターから「ファックス１１９番確認書」をファックス送信します。火事の場合は、周囲の人に知らせるなどをして、送信後、直ちに避難してください。

また、その緊急時において、手話通訳者の派遣が必要な場合には、ファックス用紙にて手話通訳者の派遣依頼も可能です。

通報用紙は市内の各消防署、分署に用意してあります。埼玉西部消防組合のホームページからもダウンロードできます。

※通報用FAX番号　119（局番なし）

対　象　　どなたでもご利用できます。

（所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市内から送信されたものに限ります）

問い合わせ　埼玉西部消防局指令管理課　　飯能市大字小久保２９１番地

電話 042-978-9750　　FAX 042-978-9751（通報用FAX番号ではございません）

メールアドレス　shireikanri@saisei119.jp

○防災ファックス

内　容　　聴覚に障害のある方を対象に、防災行政無線により放送する内容をファックスで送信します。

対　象　　聴覚障害１級、２級、３級の方

問い合わせ　障がい者福祉課　FAX 04-2952-0615　電話 04-2953-1111 内線 1593

○メール１１０番・ファックス１１０番

内　容　　聴覚に障害のある方、又は言葉が話せない方が、事件や事故にあったとき、メールやファックスを利用して、警察へ緊急通報を行うことができます。

なお、メールで通報するときは、専用ホームページに接続して文字対話方式による通報になります。

対　象　　聴覚に障害がある方、言葉が話せない方

問い合わせ　　埼玉県警察本部通信指令課

電話　048-832-0110（代表）

通報用FAX番号　　0120-264-110

通報用アドレス　https://saitama110.jp/

○１１０番アプリシステム

内　容　　「１１０番アプリシステム」は、聴覚に障害のある方など、音声による１１０番通報が困難な方が、事件や事故にあったとき、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察へ通報することが可能なシステムです。

スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を事前に登録することで、利用が可能となります。

詳細は警察庁Ｗｅｂサイトをご覧ください。

警視庁 Web サイト　https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/

○Ｎｅｔ１１９緊急通報システム

内　容　　聴覚障害者等を対象に、携帯電話、スマートフォンなどのＷｅｂ機能を利用して簡単に消防へ火災や救急などの緊急通報ができるシステムです。

書面申請又は電子申請が可能です。

※書面申請の場合は、あらかじめ埼玉西部消防局指令管理課、狭山消防署などのいずれかにおいて登録が必要です。

※電子申請の場合は、下記二次元コードから読み取り空メールを送信して登録してください。Net119からご案内メールが届きます。

対　象　　埼玉西部消防局管内（所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市）に在住し、在勤し、又は在学している方で、耳が聞こえにくい、言葉がうまく発せられないなど、音声による１１９番通報が困難な方

問い合わせ　埼玉西部消防局指令管理課　飯能市大字小久保２９１番地

電話 042-978-9750　　FAX 042-978-9751

メールアドレス　shireikanri@saisei119.jp

狭山消防署　狭山市上奥富１１７２番地

電話 04-2953-7112　　FAX 04-2953-6680

メールアドレス　sayamakanri@saisei119.jp

(6) 施設介護サービス

○心身障害児（者）生活サポート事業

内　容　　障害児（者）の生活に合わせ、登録された民間のサービス団体が障害児（者）の一時預かり、派遣による介護、送迎、外出援助等の介護サービスを行います。なお、利用料、サービス内容は団体ごとに異なります。また、生活サポート事業としての利用は、年間 150時間までとなります。

対　象　　在宅の身体障害児・者、知的障害児・者及び精神障害者で、利用対象者として市に登録した方

※法によるサービス及び介護保険によるサービスが優先されます

登録団体（令和７年１０月現在）

施設名称	所在地	電話
自立援助ホーム　とことこの家	所沢市泉町911-3	04-2939-9733
レスパイト大樹	入間市上藤沢987-1	04-2968-3581
ぽぷり	所沢市緑町4-1-12	04-2924-2255
在宅支援グループ暖手	川越市山田1897-2	049-224-5585
生活サポートこころや	川越市笠幡4589-3 ローズガーデンｆ103号	049-298-6640
どんぐりの里	入間市新久819-11-25-366	04-2937-1520
ケアサポートなかま	所沢市美原町5-2026-7	04-2992-1310
くみちゃんち	入間市宮寺2311-13	04-2934-1790
きらきら星狭山	狭山市入間川3-19-15	04-2954-0246
くるみの木	川越市連雀町9-1	049-222-3886
国民生活向上委員会	狭山市東三ツ木7-3	04-2968-6233
なごみテラシマ	狭山市富士見2-21-27	090-2750-2711
わいわい	東松山市古凍266-1	080-8733-8611
さんぽみち	入間市上藤沢431-5 サニーヒルズ石田1-102号	04-2966-6693

すたっぷ	所沢市美原町1-2912-2 黒田マンション310	04-2941-5871
ライフサポートハートラン	川越市木野目297-4	049-215-1127
ふじいろ	所沢市北原町932-1	04-2992-5096
テソロス・デ・ディオス	飯能市下赤工570-1	070-4219-8338

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1592 FAX 04-2952-0615

（利用料、サービス内容等は、直接登録団体にお問い合わせください。）

○障害者等日中一時支援事業

内　容　　障害児（者）を日帰りにより一時的に預かり、障害者等の日中における活動の場を確保するとともに、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を目的とする事業です。

登録団体（令和７年１０月現在）

施設名称	所在地	電話	主な対象者
大樹の家	狭山市狭山47-29	04-2955-2941	制限なし
さやま大樹作業所	狭山市狭山47-28	04-2955-8008	知的・障害児
大樹館	入間市高倉4-15-5	04-2966-1941	知的・障害児
こやた大樹作業所	入間市上小谷田3-2-21-1	04-2966-0066	知的・障害児
大樹の森	狭山市加佐志244-1	04-2958-2941	知的・障害児
ハートポートセンターともいき	川越市笠幡1646-17	049-231-1422	身体・障害児
川越親愛センター	川越市中台南2-17-15	049-246-5262	制限なし
中新田自立スクエア	狭山市中新田73-3	04-2958-7832	知的障害者
しもとみ大樹	所沢市下富1028-2	04-2990-5121	身体・知的・障害児
親愛南の里	川越市下赤坂1847	049-238-2661	知的
光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1357	重症心身障害児・者

くみちゃんハウス	飯能市芦苅場685-1	042-983-4888	身体・知的・障害児
どんぐりの里	入間市新久819-11	04-2936-2222	制限なし
くみちゃんランド	狭山市南入曽297-11	04-2941-4314	知的・障害児
きらきら星	入間市下藤沢870-8	04-2901-8181	知的障害児
ヴェルペン スマイルクラス	飯能市南町18-13　1階	042-975-6100	制限なし
わくわく１号館	飯能市原町120-6	042-978-7815	知的・障害児
まるっこ	狭山市中新田73-3	04-2958-7832	障害児
いちご「一護」一会	狭山市柏原3618-16	04-2968-7607	身体・知的・障害児
ほりがね大樹作業所	狭山市堀兼969-1	04-2950-2941	制限なし
大樹の丘	所沢市神米金500-1	04-2968-3242	身体
しののめ	狭山市加佐志139-1	04-2968-6680	制限なし
大樹の郷	所沢市牛沼773-2	04-2996-2941	知的
こどもの家　こより	飯能市大河原 934-1	042-980-7784	障害児
ココレ	所沢市北野新町 1-4-19	04-2968-8848	障害児
訪問看護ステーション mamacare	三芳町北永井 305-3	070-3883-0090	身体・障害児
すこやかのいえ	入間市仏子 342-4	04-2968-6777	知的

問い合わせ　障がい者福祉課　　電話 04-2953-1111 内線 1593　FAX 04-2952-0615